

新規・移住定住就職支援金支給事業

(南魚沼市介護人材確保緊急5か年事業) 3年目

市内介護サービス事業所への就職を促進し、介護人材を確保するため、初めて介護事業所に勤務する方、市外からの移住してきた方が市内の介護サービス事業所に就職する場合に就職支援金を支給します。

申請期間	令和5年4月3日から令和6年3月29日 ※ 就職後120日以内に市に申請してください
対象介護施設	次のサービス提供を行う介護施設（福祉用具販売・貸与、みなし医療機関・薬局は除く） 居宅（介護予防）サービス、居宅介護（介護予防）支援、 地域密着型（地域密着型介護予防）サービス、施設介護サービス
就労経験の有無	・介護施設に初めて就職する方は、居住要件は問いません。 ・介護施設に就労経験がある方は、南魚沼市外から移住し（1年未満の居住者）、 <u>引き続き市内に1年以上定住する方</u>
就労要件等 全てに該当	(1) 市内の介護施設に介護職員として就職し継続して <u>1年以上の勤務が見込まれる方</u> （就職する時点で1年以内に退職することが決まっている場合は申請できません） (2) 介護施設の運営法人に直接雇用されている方 (3) 勤務時間が週32時間以上又は月128時間以上の方 (4) 居住地の市町村税を滞納していない方 (5) 過去にこの要綱による支援金を受給していない方 (6) 南魚沼市職員でない方
補助金額	就職支援金 20万円（申請は1人1回限り） ※ 本支援金は“その他の雑所得”になります。税申告をしてください
提出書類 ※申請書等は窓口にあります	【申請時】 (1) 南魚沼市介護人材新規・移住定住就職支援金支給申請書（様式第1号） (2) 介護施設勤務証明書（様式第2号） (3) 市町村税の納税証明書（居住地の市町村で発行しています） (4) 本人名義の通帳の写し 【就職日から1年後】 (1) 介護施設勤務証明書（様式第2号）
提出先 問い合わせ	〒949-6696 南魚沼市六日町180-1 南魚沼市役所 介護保険課 介護保険係 電話 773-6675 FAX773-6723
決定及び通知	「南魚沼市介護人材新規・移住定住就職支援金支給事業実施要綱」により審査のうえ決定し通知します。支援金の申請等に関し、偽りその他不正な行為があったと認めた場合は支援金を返還していただきます。